

足立区立足立入谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立入谷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。

2 足立区立足立入谷小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を学校が足立区・教育委員会と連携を図りながら主体的に進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、本校児童の健全育成を図り、いじめのない学校ひいてはいじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ、随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (5) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ撲滅に取り組む。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「足立入谷小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「足立入谷小学校 学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

- ・いじめに関する授業を年3回以上行い、そのうち1回以上を学校公開にて実施する。
- ・「生命尊重」に関する授業を人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 生活指導部の取り組み

- ・「いじめ防止月間」を6月に設定し、児童が主体となっていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援をする。

ウ 学習環境の整備

- ・授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

- ・管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を年3回実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。
- ・5年生の全員面接を夏休みまでに行い、相談しやすい関係性を築くとともに、気になる児童の様子を観察し、いじめの早期発見につなげるようにする。

カ 児童の自己有用感の高揚

- ・すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

- ・保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。
- ・保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大

- ・学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ 面談におけるいじめ調査

- ・三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

◎ (2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童を最優先

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

- ・早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。また、調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

- ・こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。
- ・いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を、警察や児童相談所等と連携して講じる。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。また、教育委員会は調査結果を区長に報告する。

○学校全体での取り組み

＜ 万一事が起こったら、誠意をもって即時対応・即日解決をめざして、組織で対応 ＞

		児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
①いじめの未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> 個々の価値観等の理解。世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) 学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 正しい判断力を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) 進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の様々な機会を通し善悪の判断力を育成する。 自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 携帯電話やインターネット等を使うルールづくりを行う。 友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに教える。 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚を育ませる。
②いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> 児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 個人面談やアンケートの実施、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。 いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとの会話をできるだけ多くする。 服装等の汚れや乱れに気を配る。 子どもの持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や普段からつくっておく。
③いじめの早期対応に関すること	1 暴力を伴った側	<ul style="list-style-type: none"> 本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> 事実を確認し、いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめを確実にやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 被害児童・保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	2 暴力を伴わない側	<ul style="list-style-type: none"> 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。
いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 被害児童・保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。 	
3 行為が見え	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめからみんなで守ることを約束する。 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。

にくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 カウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない者	<ul style="list-style-type: none"> 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

○地域・家庭との連携

①各家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ダメな時は「叱ることのできる親に！」、頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。 家庭で抱え込まず、学校や親戚、地域の知人などに相談し、共に子どもの健全育成を図る。 携帯電話やパソコン等の通信機器を使うルールを保護者と本人で話し合って決める。
②地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をたせる。 子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをお願いする。 公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起きている集団	いじめが起こりやすい集団	<input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている。 <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。 <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある。 <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。 <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある。 <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。 <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない。 <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子が残る。 <input type="checkbox"/> 特定の子どものみに気を遣っている雰囲気がある。
-------------	--------------	--

いじめられている子	日常の行動・表情	<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている。 <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない。 <input type="checkbox"/> 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。 <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりしている。	<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる。 <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる。 <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える。
	授業中・休み時間	<input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。 <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる。 <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。
	昼食時	<input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる。 <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。	<input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。
	清掃時	<input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。 <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている。	

その他	<input type="checkbox"/> トイレ等に個人中傷の落書きが書かれる。 <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
	<input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる。
	<input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている。 <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある。
	<input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。
	<input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
	<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどしている。

いじめ	<input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
	<input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている。 <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない。
	<input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる。 <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする。
	<input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える。
	<input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す。
	<input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う。

いじめ対応マニュアル(いじめを把握した時)

